

高知工業高等専門学校入試委員会規則

制 定 平成 8年 3月 7日

(設置)

第1条 高知工業高等専門学校に、高知工業高等専門学校入試委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、入学者選抜に関する事項を審議することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 入学者選抜に係る重要事項の企画及び決定に関すること。
- (2) 入学者選抜に関する担当係員の委嘱に関すること。
- (3) 入学者の選考及び決定に関すること。
- (4) その他入学者選抜に関し、委員長が必要と認められる事項

(組織)

第4条 委員会は、次の委員で組織する。

- (1) 校長
- (2) 教務主事、学生主事及び寮務主事
- (3) 専攻科長及び副専攻科長
- (4) 各学科長
- (5) 事務部長

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

(委員以外の出席)

第6条 委員長は必要に応じて、委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

附 則

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

2 高知工業高等専門学校入学者選抜運営委員会規則(昭和43年10月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月5日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。